

社会福祉法人常総市社会福祉協議会
役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人常総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規定において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。ただし、常勤役員が本会職員及び常総市役所職員の場合は報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員については、報酬等を支給しない。非常勤役員が法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費等の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会事務局職員就業規程第6条第3項の規定に基づき旅費を支払うことができる。

(常勤役員の報酬額及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、本会事務局職員の再雇用に関する規程第7条第1項から第3項に規定する給与・手当等を報酬の額とし、支払い方法は同条第4項に基づき支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1 非常勤役員の費用弁償額（第3条2号関係）

日 額	3,000円
-----	--------